

平成 22 年 10 月 1 日

お客さま各位

碧海信用金庫

「反社会的勢力でないことの表明・確約」のお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、平成 19 年 6 月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、平成 20 年 9 月 25 日に『反社会的勢力に対する基本方針』を制定いたしました。

また、平成 22 年 4 月 1 日より、当座勘定規定や普通預金規定をはじめとする各種規定や信用金庫取引約定書等の融資取引の契約書に「暴力団排除条項」()を導入し、「反社会的勢力とは取引を行わない」ための取り組みを順次行ってまいりました。

さらに、平成 22 年 10 月 1 日より、この取り組みをより強化するため、新たな口座開設等のお申し込みの際に、「反社会的勢力でないことの表明・確約」をお客さまにお願いすることといたしました。

お客さまには、お手数をお掛けすることになりますが、当金庫の「反社会的勢力とは取引を行わない」という趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

当金庫では、今後も政府指針などの趣旨を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断のための取り組みを引続き行ってまいります。

「暴力団排除条項」とは、暴力団等の反社会的勢力との取引を拒絶すること。また、取引の開始後、反社会的勢力と判明した場合もしくは暴力的な要求行為等が行われた場合、当金庫の判断によりお取引を停止または解約させていただくことを定めた条項です。

【お問い合わせ先】

事務統括部	
フリーダイヤル	0120 - 611 - 540
受付時間	平日 9 : 00 ~ 17 : 00